

武蔵野市 バリアフリー基本構想 2022 (案)

概要版

武蔵野市バリアフリー基本構想 2022(案)に対するご意見をお寄せください。

【期間】 令和3年 11月10日(水)～11月24日(水)(必着)

【提出方法】 郵送・電子メール・ファックス・持参

※お名前・ご住所・電話番号をご記入ください。

(提出先)

武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会事務局

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

武蔵野市都市整備部 まちづくり推進課



メールでの提出はこちら

武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会

令和3年 11月

1

改定の背景と目的

本市では、平成 23 年 4 月に『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)]に基づく基本構想(以下「旧基本構想」という。)を策定し、市内 3 駅を中心とした駅周辺のバリアフリー化を推進してきました。この間、国連の障害者権利条約の批准、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)]の施行、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の決定、2回のバリアフリー法改正等が行われました。交通施設・建築物等のバリアフリー水準の底上げが図られるとともに、心のバリアフリーの取組みも大きく進展しています。

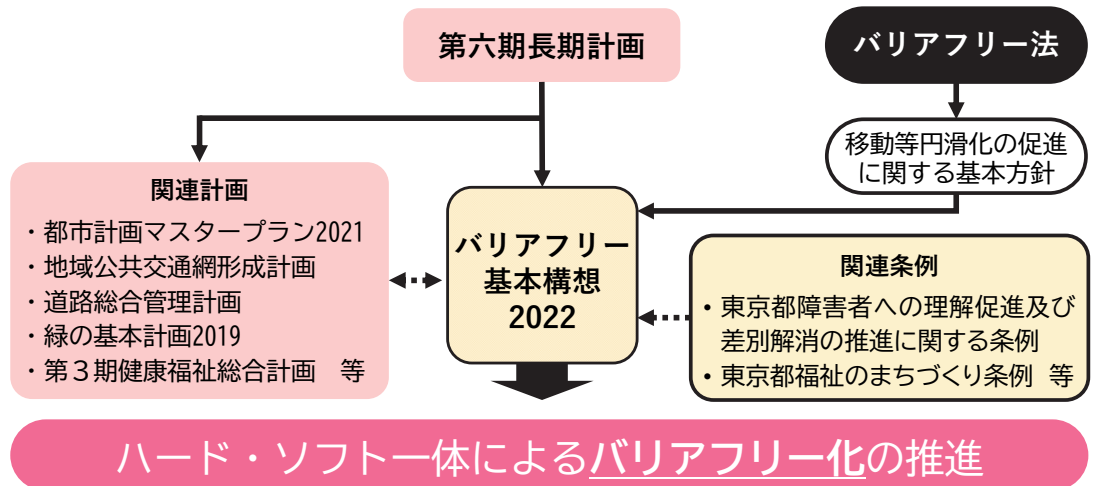
これらの状況の変化に加え、本市でも旧基本構想の目標年次を迎えたことから、事業の評価や方針の見直しを行い、改正されたバリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を改定することとしました。

改定にあたっては、重点的な整備が必要な地区として、引き続き3駅周辺及び市役所周辺を重点整備地区に定めるとともに、バリアフリー水準の底上げを目指す観点から、市全域を移動等円滑化促進地区(以下「促進地区」という。)に定めてバリアフリー化の推進を図ります。

また、改正されたバリアフリー法で新たに位置づけられた教育啓発特定事業の枠組みや、合理的配慮の考え方を踏まえ、心のバリアフリーや情報伝達、人的対応・接遇、維持管理等の取組みを拡充します。

■ 本基本構想の位置付け

本基本構想は、バリアフリー法、国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、本市の長期計画に即して定めます。



2

基本的な考え方

1 四つの原則

旧基本構想からの原則を概ね踏襲するとともに、全ての人が「障害の社会モデル」を理解し、相互理解を深める考え方などを追記します。

全ての人にやさしいまちづくり(ユニバーサルデザイン)の原則

共生社会の実現を目指し、具体的な行動を変えていく

拡大の原則

特定事業に加え、促進地区での取組みや方向性を明示

市民参加の原則

計画、実施、評価への参加機会の確保
市民・事業者・市の対話による相互理解

実現保障の原則

事業計画の作成及び進捗確認の実施
高齢者、障害者等*の意見の反映によるスパイラルアップ

※高齢者、障害者等：高齢者、身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者、妊産婦、けが人など

2 基本的な方針

(1) 促進地区のバリアフリー化の促進

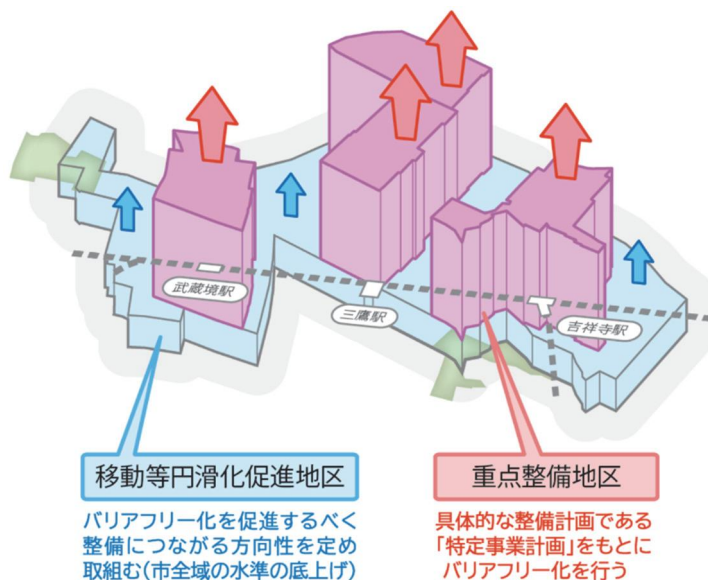
市立小・中学校やコミュニティセンター等、公共的施設のバリアフリー水準の底上げを図るとともに、主要な歩行者動線上の経路等のバリアフリー化を促進します。

(2) 重点整備地区のバリアフリー化の推進

3駅周辺及び市役所周辺の生活関連施設・生活関連経路を追加・拡充し、バリアフリー化の内容を定めた特定事業等を位置づけます。

(3) 心のバリアフリー等の推進

教育啓発特定事業などにより具体的な取組み内容を定めて進めていくほか、マナーの向上や、情報伝達の取組み、役務の提供(人的対応・接遇、維持管理)を進めます。



3 個別方針（移動等円滑化及び促進に関する事項）

(1) 公共交通事業

ホームドアの整備推進や、ノンステップバス、ユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入促進、研修による利用者支援の方法習得、既存設備の適切な維持管理・運用など



ホームドアの整備

(2) 道路事業

歩道の状況に応じて、基準や留意点を踏まえた改善、適切な維持管理など



歩道のバリアフリー化

(3) 都市公園事業

段差解消等の整備、トイレやベンチなどの適切な維持管理、利用者等への啓発など



生活関連経路に面したベンチ設置

(4) 建築物・路外駐車場事業

視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、車いす利用者用トイレへの利用集中の解消、乳幼児用設備の設置、利用者へのマナー啓発、施設案内の充実、心のバリアフリーや新型コロナウイルス感染症拡大の影響に配慮した人的対応・接遇など



思いやりエレベーター表示

(5) 交通安全事業

バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの追加整備や運用面での対応、交通安全対策や利用者啓発など



音響式信号機とエスコートゾーン

(7) その他の事業

バリアフリーマップの改定検討、WEB でのバリアフリー情報発信、駅前広場の整備など

4 その他の事項（移動等円滑化の促進に関するその他の取組み）

(1) 福祉交通	「レモンキャブ」、リフトタクシー「つながり」を継続実施していくための関係者の確保、情報提供による利用促進など
(2) 公共サイン・公共施設サイン	公共サインガイドラインを改定、分かりやすいサイン設置など
(3) 既存公共施設のバリアフリー化	公共施設の整備方針や施設改修の際の当事者参加の仕組みの検討など
(4) 促進地区におけるバリアフリー化の推進	地域拠点性の高い公共施設でのバリアフリー水準の底上げや、ネットワーク経路等のバリアフリー化の推進など
(5) その他の施策	違法駐車・荷さばき対策や放置自転車・不法占用対策、商業者との連携、自転車交通マナー向上など

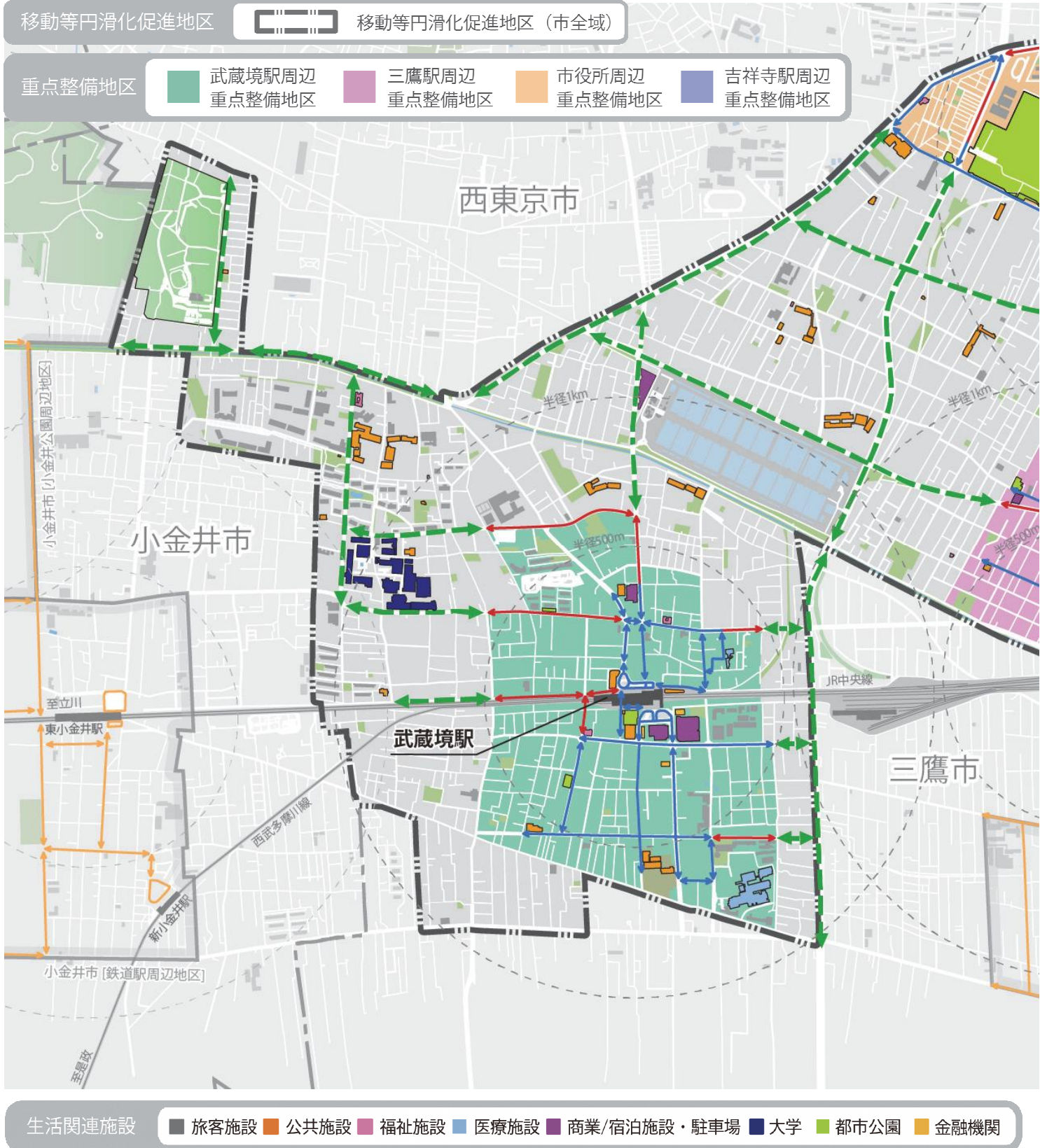


移動等円滑化促進地区図

生活関連施設：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

生活関連施設の設定

旧基本構想において設定した生活関連施設を基本とし、アンケート調査及び個別ヒアリング調査を踏まえ、本市の実情に応じて追加設定します。

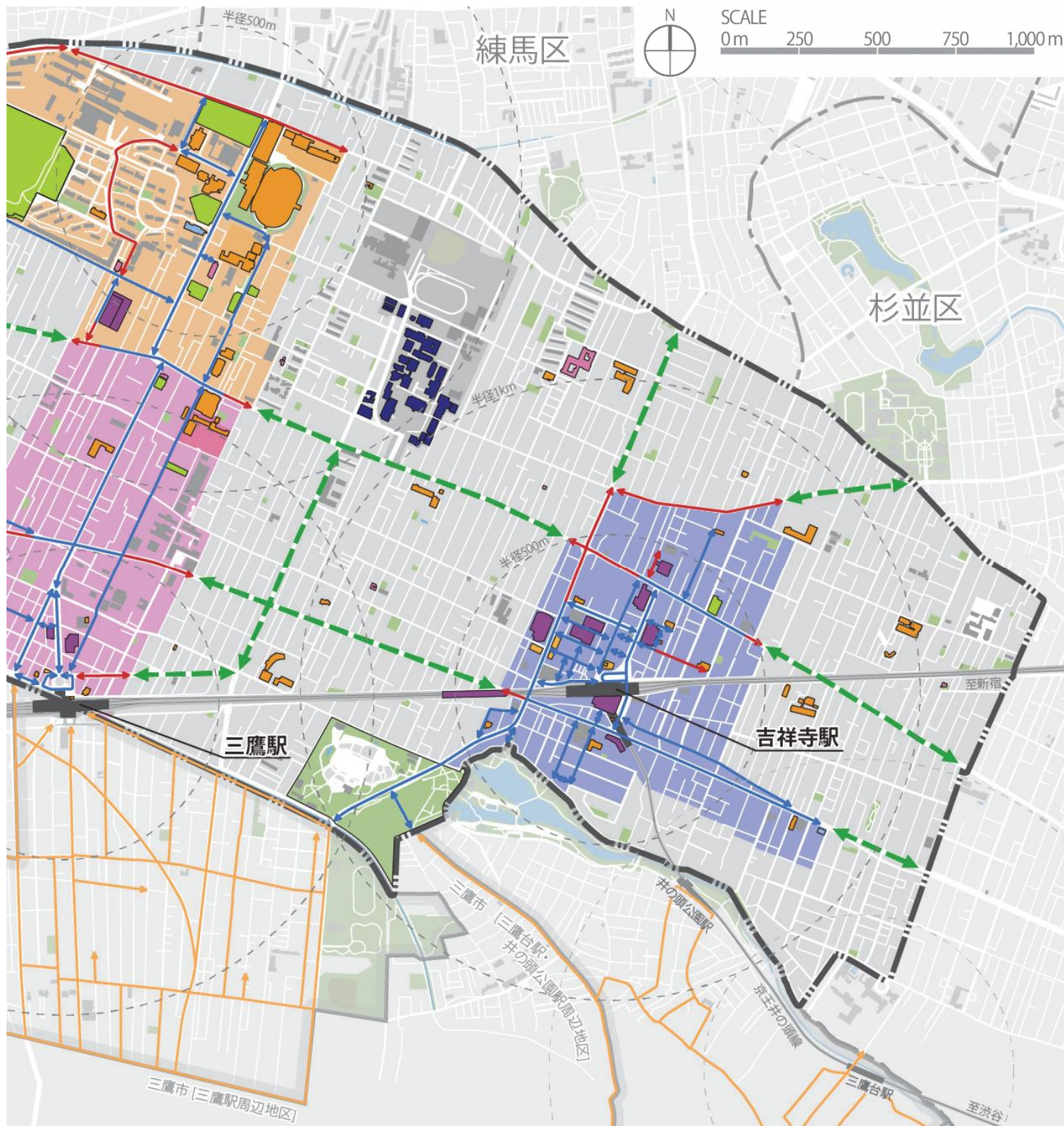


生活関連経路の設定

生活関連施設同士を結ぶ経路を基本に、高齢者、障害者等の利用実態を考慮しバス停留所からのアクセスも踏まえ設定します。

ネットワーク経路の設定

生活関連施設同士を結ぶ経路上にある幹線道路（都市計画道路）を市独自の枠組みとしてネットワーク経路に設定します。



生活関連経路

- ← 既設定
- ← 新規設定
- ← 近隣市

ネットワーク経路

- ←
-

※各重点整備地区内の詳細については地域別構想をご確認ください。重点整備地区外の施設名称については、本編をご確認ください。

3

地域別構想 吉祥寺駅周辺地区

重点整備地区面積 約 87.5ha

地区の概要

吉祥寺駅周辺地区については、駅周辺に商業集積があり、その外側に都立井の頭恩賜公園、コミュニティセンター、吉祥寺南病院等の施設があります。駅周辺の商業地域では、主な施設に向かう経路だけではなく、その施設間を結ぶ経路も重要であり、面的なバリアフリー整備を推進することが必要です。

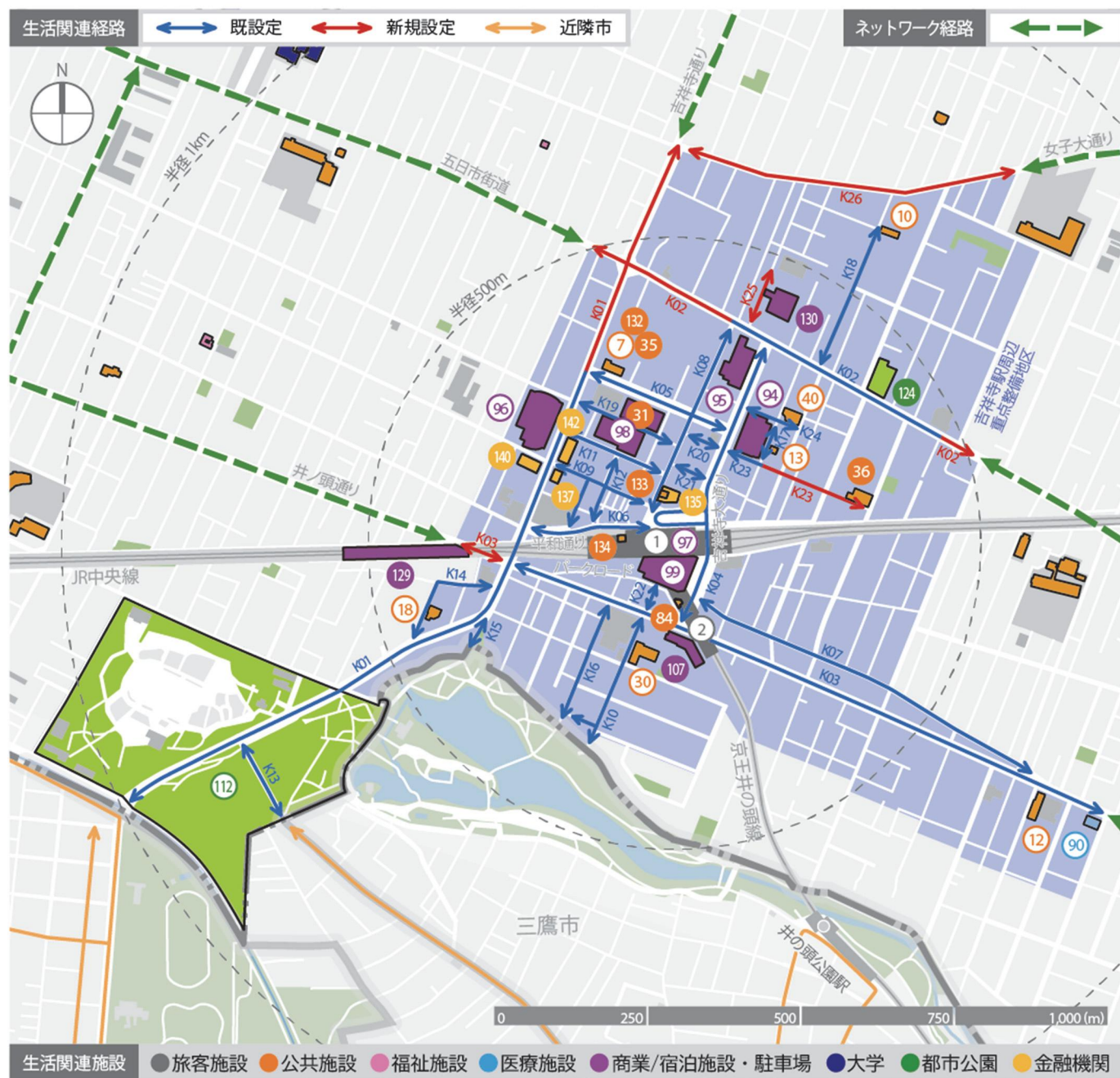
吉祥寺駅周辺地区では、商業・業務地の回遊性、界限性を伸ばしつつ、駅周辺の交通結節機能を高め、多様な市民が、安全に楽しく歩くことのできるバリアフリー化された歩行空間を創出します。

特定事業及びその他の事業（例）

前期:令和4~8年度 後期:令和9~13年度 展望期:令和14年度~

	対象	主な事業内容 (カッコ内は対象の施設・経路番号)	実施時期		
			前期	後期	展望期
公共交通 特定事業	鉄道駅	ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討をします。(1)	■	■	
		井の頭線車両内の車いす・ベビーカースペースを順次増設していきます。(2)	継続的に実施		
	タクシー	市と連携し、タクシー乗り場及びその周辺のバリアフリー化に協力します。	■		
道路 特定事業	都道	都市計画道路の整備等にあわせて基準に適合した歩道整備を推進します。(K26)	■	■	
	市道	階段・スロープのバリアフリー化を実施します。(K10)	■		
都市公園 特定事業	都立公園	利用者の多い園路から優先的に、快適な歩行空間への改修を実施しています。(112)	■	■	
	市立公園	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。(124)	継続的に実施		
建築物 特定事業	公共建築物	多機能トイレのドアを自動ドアにします。(40)	■		
	民間建築物	道路と建物の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(94)	■		
		主要な通路に段が生じる場合は、両側手すりのスロープを設置します。(90)	■		
公衆トイレ	利用者が施設を安全に利用するため、施設周辺の環境改善について検討します。(81)	■			
路外駐車場 特定事業	民間駐車場	出入口付近に障害者用駐車施設を設置していることをホームページに記載し、周知促進に努めます。(129・130)	■		

吉祥寺駅周辺重点整備地区図



- | | | | |
|---|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① JR吉祥寺駅 ② 京王電鉄吉祥寺駅 ⑦ 吉祥寺市政センター ⑩ 吉祥寺東コミュニティセンター ⑫ 吉祥寺南町コミュニティセンター ⑬ 本町コミュニティセンター ⑱ 御殿山コミュニティセンター ⑳ 武蔵野公会堂 | <ul style="list-style-type: none"> ③① 吉祥寺美術館 ③⑤ 市民会議室(ゼロワンホール) ③⑥ 吉祥寺シアター ④① 吉祥寺図書館 ⑧④ ミカレットきちじょうじ ⑬② 武蔵野観光機構 ⑬③ 吉祥寺まち案内所(サンロード) ⑬④ 吉祥寺まち案内所(アトレ) ⑨① 吉祥寺南病院 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨④ ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺 ⑨⑤ 西友吉祥寺店 ⑨⑥ 東急百貨店吉祥寺店 ⑨⑦ アトレ吉祥寺 ⑨⑧ コピス吉祥寺 ⑨⑨ キラリナ京王吉祥寺 ⑩⑦ 吉祥寺東急REIホテル ⑩⑨ タイムズアトレ吉祥寺御殿山駐車場 ⑩⑩ タイムズ吉祥寺東町第7 | <ul style="list-style-type: none"> ⑩⑫ 都立井の頭恩賜公園 ⑩⑭ 吉祥寺の杜・宮本小路公園 ⑩⑮ 三菱UFJ銀行吉祥寺支店・吉祥寺駅前支店 ⑩⑰ 三井住友銀行吉祥寺支店 ⑩⑱ みずほ銀行吉祥寺支店 ⑩⑲ リソナ銀行吉祥寺支店 |
|---|--|--|--|
- n 既設定
 n 新規設定

3

地域別構想 三鷹駅周辺地区

重点整備地区面積 約 73.1ha

地区の概要

三鷹駅周辺地区には、中央市政センターやコミュニティセンター等の公共施設・集会施設、武蔵野芸能劇場や市民文化会館等の文化施設が広範囲にわたり点在しています。また、北側に続く市役所周辺地区へバスで向かう際の交通結節点となっています。

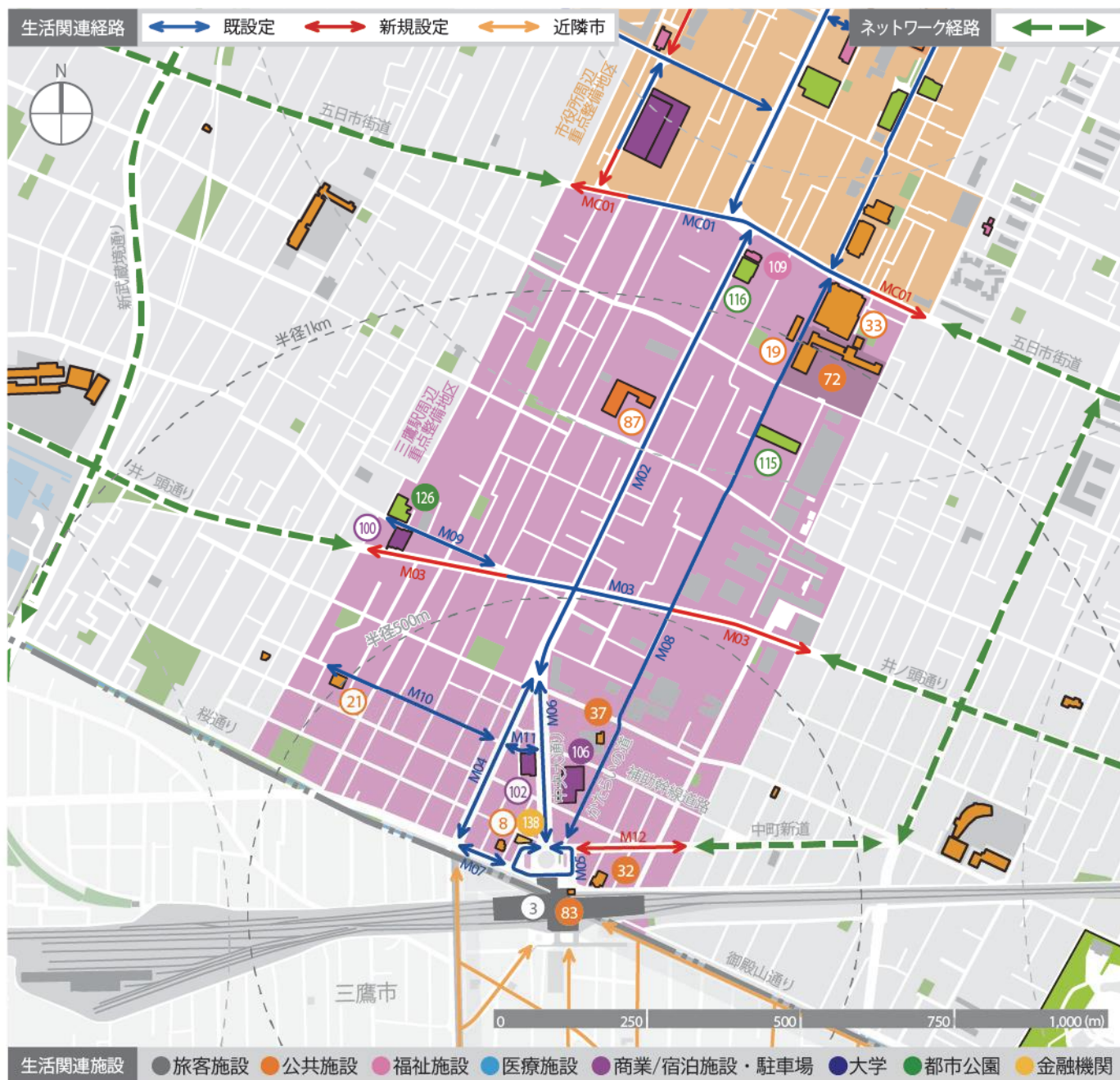
駅から各施設への移動だけでなく、バス停留所から各施設までの移動や、市役所周辺地区への移動が想定され、バリアフリー化された歩行空間の整備が求められます。三鷹駅周辺地区では、市境に駅が立地し、三鷹市の重点整備地区や市役所周辺地区と隣接していることを踏まえ、多方面への移動の拠点として、利用者の多様な目的に沿って安心して移動できるような基盤整備を進めるとともに、適切で分かりやすい情報提供を行います。

特定事業及びその他の事業（例）

前期:令和4～8年度 後期:令和9～13年度 展望期:令和14年度～

	対象	主な事業内容 (カッコ内は対象の施設・経路番号)	実施時期		
			前期	後期	展望期
公共交通 特定事業	鉄道駅	ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討をします。(3)	■	■	■
道路 特定事業	都道	道路改修の際に歩道勾配を改善します。(M03)	■	■	■
	市道	道路の拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。(M11)	■	■	■
都市公園 特定事業	市立公園	イベント時においても園路の幅員を確保するようにイベント主催者等に周知します。(115・116・126)	継続的に実施		
		ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。(115・116・126)	継続的に実施		
建築物 特定事業	公共建築物	階段両側に手すりの設置を検討します。(32)	■	■	■
		施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。(32・33)	継続的に実施		
		気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。(32・33)	継続的に実施		
	民間建築物	お客様への適切な対応ができるよう指導・教育を推進します。(100)	継続的に実施		
	公衆トイレ	わかりやすい案内表示を検討します。(83)	■	■	■

三鷹駅周辺重点整備地区図



③ JR三鷹駅

- ⑧ 中央市政センター
- ⑱ 中央コミュニティセンター
- ⑳ 西久保コミュニティセンター

- ⑳ 武蔵野芸能劇場
- ㉓ 武蔵野市民文化会館
- ㉔ かたらいの道 市民スペース
- ㉕ 第一中学校
- ㉖ ミカレットみたか
- ㉗ 武蔵野郵便局

- ㉙ 地域活動支援センター
ライフサポートMEW
- ㉚ いなげや武蔵野西久保店
- ㉛ 三鷹東急ストア
- ㉜ オーケー三鷹北口店

- ㉝ もくせい公園
- ㉞ 中央通り公園
- ㉟ 西久保二丁目防災広場
- ㊱ 三井住友銀行三鷹支店

Ⓝ 既設定 Ⓞ 新規設定

3

地域別構想 市役所周辺地区

重点整備地区面積 約 95.3ha

地区の概要

市役所周辺地区には、市役所をはじめとする公共施設、福祉施設、文化・スポーツ・健康施設、公園等が集積しています。また、駅から遠くバス停留所からの移動が想定されるため、市役所やバス停留所を中心にバリアフリー化された歩行空間を連続させることが必要です。

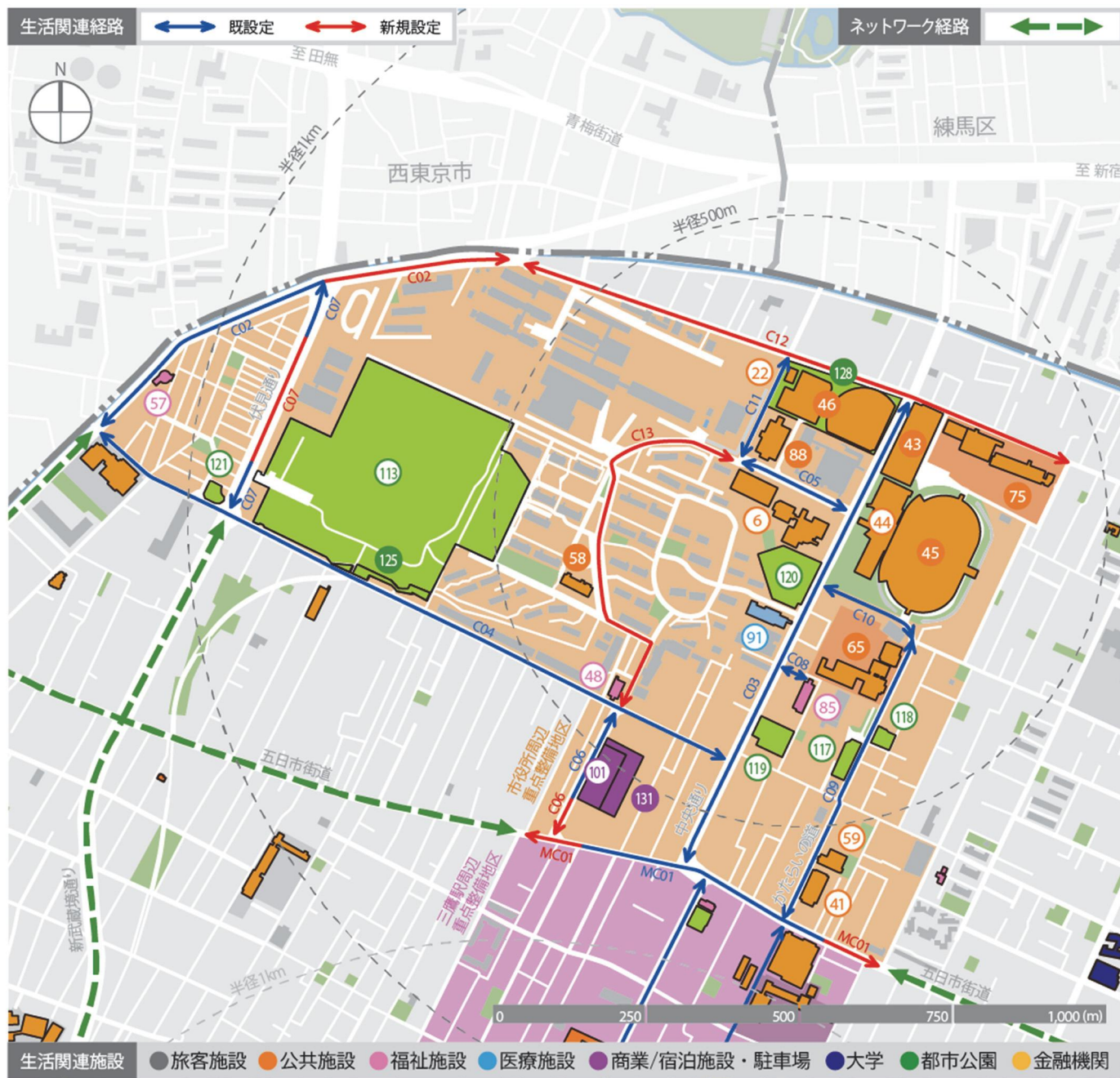
追加設定した生活関連施設間の経路や地区内のネットワーク拡充の観点から生活関連経路を追加設定します。

特定事業及びその他の事業（例）

前期:令和4~8年度 後期:令和9~13年度 展望期:令和14年度~

	対象 (施設・経路番号)	主な事業内容 (カッコ内は対象の施設・経路番号)	実施時期		
			前期	後期	展望期
道路 特定事業	都道	舗装や視覚障害者誘導用ブロック等の既存設備の適切な維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。(C02)	継続的に実施		
	市道	全面的なバリアフリー化を実施します。(C09)			
都市公園 特定事業	都立公園	イベント時においても園路の幅員を確保するようにイベント主催者等に周知します。(113)	継続的に実施		
	市立公園	ベンチを設置します。(125)			
		車いす対応の水飲み場を設置します。(128)			
建築物 特定事業	公共建築物	誰でもトイレ内に大型ベッドの設置を検討します。(6)			
		ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置を検討します。(41)			
		各階の案内板にバリアフリー設備の配置情報を記載します。(ピクトグラムの追加)(43)			
	民間建築物	高齢者、障害者、妊産婦等の利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。(91)	継続的に実施		
路外駐車場 特定事業	民間駐車場	出入口付近に障害者用駐車施設を設置していることをホームページに記載し、周知促進に努めます。(131)			

市役所周辺重点整備地区図



- | | | | |
|--|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 6 武蔵野市役所 22 緑町コミュニティセンター 41 中央図書館 43 武蔵野温水プール・武蔵野プール 44 武蔵野総合体育館 45 武蔵野陸上競技場 46 軟式野球場、武蔵野庭球場 | <ul style="list-style-type: none"> 58 児童発達支援センター
みどりのこども館 59 保健センター 65 大野田小学校 75 第四中学校 88 むさしのエコreゾート | <ul style="list-style-type: none"> 48 高齢者総合センター 57 障害者福祉センター 85 武蔵野障害者総合センター 91 武蔵野陽和会病院 101 サミットストア武蔵野緑町店 131 タイムズ武蔵野緑町第3 | <ul style="list-style-type: none"> 113 都立武蔵野中央公園 117 大野田公園 118 小さな丘公園 119 中央通りさくら並木公園 120 むさしの市民公園 121 伏見通り公園 125 はらっぱむさしの 128 緑町ふれあい広場 |
|--|--|--|---|

○ 既定 ● 新規設定

3

地域別構想 武蔵境駅周辺地区

重点整備地区面積 約 100.9ha

地区の概要

武蔵境駅周辺地区には、北側にスイングビル、市民会館、武蔵境市政センターなどがあり、南側に大型商業施設、武蔵野赤十字病院、武蔵野プレイスなどがあります。JR 中央線(三鷹～立川間)及び西武多摩川線の連続立体交差事業により、南北一体の都市基盤整備が進みました。また、北口駅前広場の整備や南口駅前広場の再整備により駅周辺の連続的なバリアフリー整備が進んでいます。

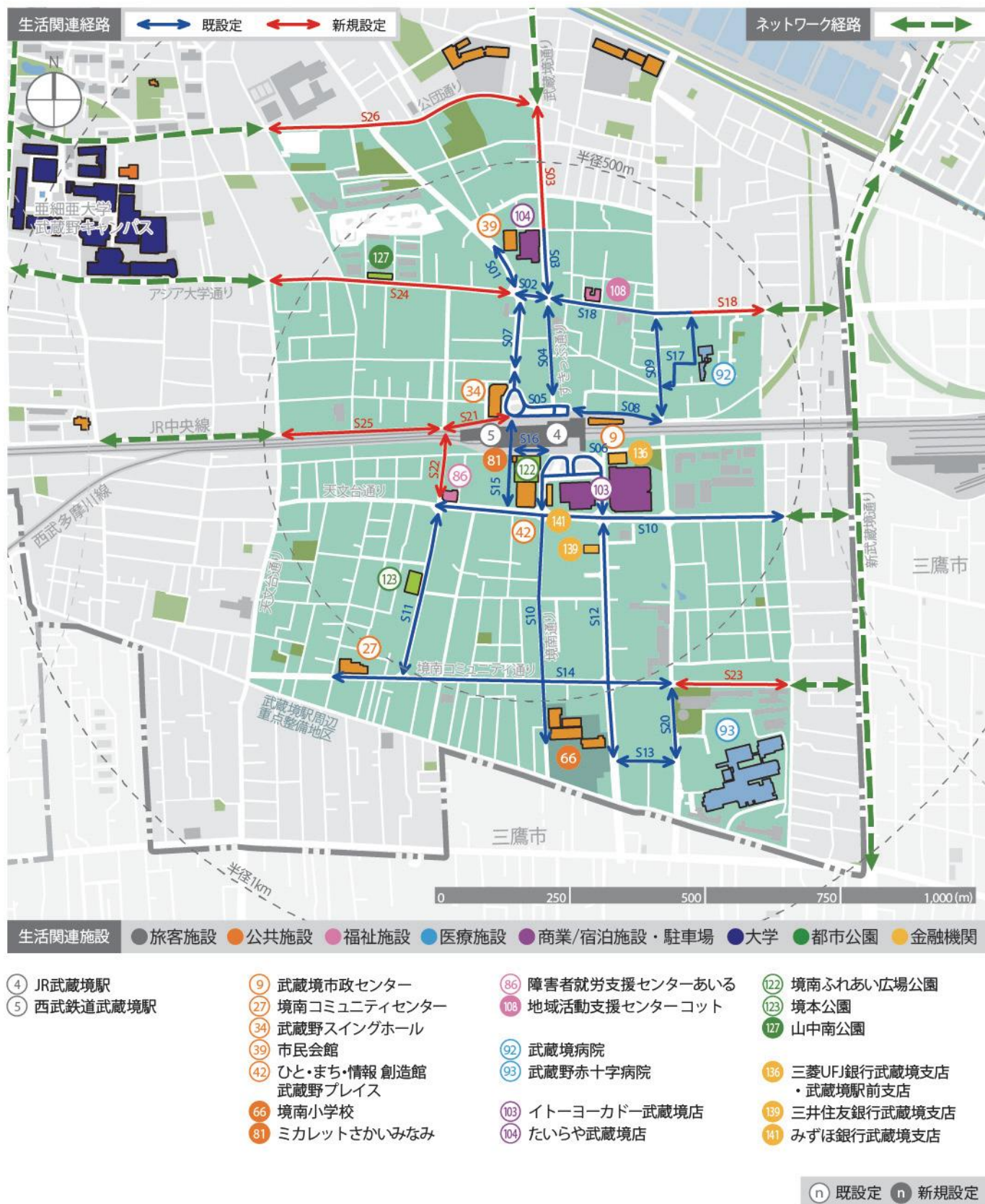
武蔵境駅周辺地区では、駅周辺の充実した都市基盤を活かし、大規模店舗と路線商店街、鉄道高架下の店舗等により、にぎわいが連続する商業・業務地を形成し、歩行者中心のまちづくりを進めていくため、段差解消などのバリアフリー整備を引き続き進めます。

特定事業及びその他の事業（例）

前期:令和4～8年度 後期:令和9～13年度 展望期:令和14年度～

	対象	主な事業内容 (カッコ内は対象の施設・経路番号)	実施時期		
			前期	後期	展望期
公共交通 特定事業	鉄道駅	ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討をします。(4・5)		(4)	(5)
		エレベーター、トイレ、ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。(5)		継続的に実施	
道路 特定事業	都道	わかりやすい案内サインの整備を検討します。(S01)			
	市道	段差解消などバリアフリー化を実施します。視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。(S10・S14)	(S10)	(S14)	
都市公園 特定事業	市立公園	自転車利用者のマナーを啓発します。(122・123・127)		継続的に実施	
		ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。(122・123・127)		継続的に実施	
建築物 特定事業	公共建築物	障害者用駐車施設を整備します。(39)			
		視覚障害者誘導用ブロックを適切に整備します。(34)			
		エレベーターを必要とする方を優先する旨の表示を検討します。(42)			
	民間建築物	駐車場から構内へのバリアフリーを検討します。(93)			
		よりわかりやすい案内表示の設置を検討します。(103)			
公衆トイレ	建物更新の際には、すべての利用者が安全・快適に利用できるように配慮したバリアフリー整備を行います。(84)				

武蔵境駅周辺重点整備地区図



地区共通の特定事業・教育啓発特定事業等

4つの重点整備地区で共通に定めている特定事業や、市全体を対象として定めている教育啓発特定事業、情報伝達事業、その他の事業について、主な内容を示します。

前期:令和4～8年度 後期:令和9～13年度 展望期:令和14年度～

	対象	主な事業内容	実施時期			
			前期	後期	展望期	
公共交通 特定事業	バス	停留所との隙間を空けずに停車することが困難なバス停について、改良に向けて道路管理者と連携し検討します。	継続的に実施			
		必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	継続的に実施			
	タクシー	車いす利用者等も利用できる UD タクシーの導入を促進します。				
交通安全 特定事業	信号機等	音響式信号機、青時間延長やゆとりシグナル(経過時間表示機能を付加した信号機)の導入など、高齢者、障害者などの横断に配慮した横断歩道を整備します。	継続的に実施			
教育啓発 特定事業	コミュニティセンター	窓口研修等を継続的に実施し、高齢者、認知症、障害のある方の理解促進に努めます。	継続的に実施			
	市立小・中学校	学校において通常学級と、特別支援学級の児童・生徒との交流及び共同学習を推進します。	継続的に実施			
	学童クラブ	学童クラブ障害児等育成相談員を設置し、支援員の障害者等の理解促進に努めます。	継続的に実施			
	テンミリオンハウス	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。				
	市全体		新規採用職員と新任課長に心のバリアフリーに関する研修を実施します。	継続的に実施		
			心のバリアフリーハンドブックの改訂を行います。			
			心のバリアフリー啓発講座を実施します。	継続的に実施		
認知症サポーター養成講座を実施します。			継続的に実施			
情報伝達事業	市全体	バリアフリーマップの改定を検討するとともに、バリアフリー情報の適切な情報発信を進めていきます。				
		公共サインガイドラインを改定し、すべての人にわかりやすかつ景観に配慮した公共サインの普及に努めます。	継続的に実施			
その他の事業	市全体	公共施設の整備方針を福祉部署と連携しながら策定します。				
	市立小・中学校	要配慮児童・生徒への対応のために必要な改修及び人的な対応を行います。	継続的に実施			

4 実現にあたって

1 重点整備地区における取組みの推進

(1) 特定事業計画の作成

重点整備地区における施設設置管理者、公安委員会及び市は、本基本構想に即して令和4年度中に特定事業計画を作成します。高齢者、障害者等をはじめ利用者から寄せられた様々な意見・要望を十分尊重して作成することとします。

(2) 特定事業の実施

各施設設置管理者は、基本構想の達成に資するように、バリアフリー化の事業の実施に努めます。また、特定事業の実施に際しては、市民参加の機会の確保に努めます。

2 促進地区における取組みの推進

取組みの実施状況や課題などについてバリアフリーネットワーク会議を通じて情報共有を図り、自発的な取組みの推進に向けて働きかけを行います。簡易的な設備の導入や人的対応の工夫など、導入しやすいソフト施策を積極的に推進することにより、市全体としてのバリアフリー水準の向上につなげていきます。

3 目標年次

令和13年度を目標年次とします。前期、後期に分けたおおむね5年ごとに中間評価を行います。

前期：令和4～8年度
後期：令和9～13年度
展望期：令和14年度～

4 進捗状況の把握及び評価

特定事業の進捗に合わせてバリアフリーネットワーク会議で現地確認や意見交換を行うことで、事業者の整備における留意事項への気付きを促すとともに、市民にとっても事業者の取組みへの理解を深める場とします。また、高齢者、障害者等の当事者間の相反するニーズに対する相互理解を図る場としての役割も担います。

中間評価段階では「武蔵野市バリアフリー基本構想評価委員会（仮称）」を設置し、実施状況について評価等を行います。バリアフリーネットワーク会議における意見交換の内容等、利用者及び事業者双方の意見を十分に反映することに留意します。

5 国や関係自治体との連携

本市の取組みで得られた検討すべき課題や新たな知見を積極的に国や関係自治体等に発信するとともに、連携し課題の解決に取り組むことで、広く市域を越えたバリアフリー化の実現を目指します。



バリアフリーネットワーク会議による現地確認



バリアフリー基本構想改定委員会での意見交換

5

今後の展開

1 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進

吉祥寺駅周辺地区では、「吉祥寺グランドデザイン 2020」に掲げたまちづくりを進めるにあたり、歩行動線や交通体系の変化等に即したバリアフリー化や、小規模施設も含めた面的なバリアフリー化の推進が必要です。

三鷹駅周辺地区では、「三鷹駅北口街づくりビジョン」をふまえ、駅周辺の歩行空間の充実や駅前広場の拡張にむけた検討が進められています。

市役所周辺地区では、集積した公共施設の計画的な大規模改修にあわせた総合的なバリアフリー化の推進が考えられます。

武蔵境駅周辺地区では、天文台通りの整備など地域内道路ネットワークの形成により歩行者中心のまちづくりが進展します。

これら駅周辺のまちづくり計画や関連事業等と連携し、将来起こりうるまちの変化を見据えた面的なバリアフリー化を進めます。

2 促進地区（市全域）におけるバリアフリー水準の底上げ

本基本構想の「個別方針」に示した考え方を市全域に反映させて整備を推進していきます。

ネットワーク経路の整備推進について関係機関に働きかけを行います。また、幹線道路の整備にあたっては、バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置、バリアフリー化されたバス停留所の整備があわせて進むように、関係する事業者への働きかけや調整を行っていきます。

3 新しい技術や課題に対する取組み

（1）技術革新を踏まえた取組み

スマートフォンの普及を踏まえた WEB でのバリアフリー情報発信方法やコミュニケーションツール、高度化した歩行者等支援情報通信システム(高度化 PICS)などの新技術の開発に際しては、市民の声を開発する側へ伝えていくなど関わりを深めていきます。また、新技術をうまく活用できない人へのサポートの必要性についても見込まれるため、既存のツールや人的対応を含めた選択肢の重要性について発信していきます。

（2）新型コロナウイルス感染症の影響による新たな課題と対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、マスクやアクリル板によりコミュニケーションが難しくなるなど、新たな課題が生まれています。またマスクの着用が難しい、ICT 機器を活用しづらいなど、様々な特性に応じた、人的対応・接遇に取り組むことが重要です。

4 基本構想の継続的な発展

社会情勢の変化を踏まえ、「障害の社会モデル」に立脚して継続的に取組みを改善・充実するとともに、広く市民一人ひとりの意識に「理解と協力」の必要性を浸透させることで、全ての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

武蔵野市バリアフリー基本構想 2022（案）

令和3年 11 月

武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会

（事務局：武蔵野市都市整備部 まちづくり推進課）

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

TEL:0422-60-1872 FAX:0422-51-9250

E-mail:sec-machidukuri@city.musashino.lg.jp